

(平成21年2月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認富山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件

## 第 1 委員会の結論

申立人の平成元年 7 月から 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第 2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 7 月から 3 年 3 月まで

昭和 63 年 7 月から A 事業所に勤務していたが、体調不良により平成元年 7 月に退職した。その後、体調が回復したため、A 事業所に再勤務した。

平成元年 7 月に一度退職した時、市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納めてきたのに、未納となっていることに納得できない。

## 第 3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年 7 月ごろに国民年金の加入手続を行い、その後は保険料を納付してきたと主張しているが、年金手帳記号番号払出登録処理票及び国民年金被保険者台帳管理簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は平成 3 年 3 月以降に払い出され、資格取得日を元年 7 月 2 日にしたことが確認できる。

また、申立人については、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はみられず、過年度納付によりさかのぼって納付した事情もうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料については、その妻の保険料と併せて数回納付したと主張しているが、その妻についても申立期間は未納となっており、数回の納付記録がその妻の分と共にすべて消えたとは考え難い。

加えて、社会保険庁の被保険者記録照会（配偶者情報）により、申立人の妻に係る申立期間の記録は、平成 3 年 5 月に第 3 号被保険者期間から第 1 号被保険者期間に変更処理されたことが確認できることから、申立期間当時、申立人が妻の保険料を併せて納付

していたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 7 月 10 日から 57 年 4 月 7 日まで

申立期間については、A市のB社に勤務していたのに、この間の厚生年金保険加入記録が全く無い。

B社に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

在職証明書及び雇用保険の記録により、申立人がB社（現在は、C社。以下同じ。）に勤務していたことは確認できるが、申立人は、給与から厚生年金保険料が控除されていたことを覚えていない上、給与明細書や賃金台帳等の厚生年金保険料が控除されていたことを示す資料も無いため、厚生年金保険料の控除の事実を確認できない。

また、申立人と同時期にB社に入社したと考えられる同僚の中には、入社後、5か月以上経過してから厚生年金保険の被保険者となっている者がみられるなど、申立期間当時、同社では、厚生年金保険の適用が従業員によって異なる取扱いにしていた状況がうかがえる。

なお、申立期間については、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名が記載されておらず、整理番号に欠番も無いことから、申立人は同社において厚生年金保険に加入していなかったと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 3 月から同年 5 月まで  
② 昭和 41 年 5 月から 42 年 2 月まで

高校を卒業した直後の昭和 41 年 3 月頃、A 市 B 町にあった C 事業所へ入社し、営業の仕事をしていた。同年 5 月頃から 2 か月程度、D 県の E 町にある F 事業所に研修へ行き、C 事業所の関連会社である G 事業所 H 支店の寮で生活していた。

I 県へ戻った時には、C 事業所は、G 事業所と合併していたが、昭和 42 年 2 月まで勤務していた。

申立期間当時、厚生年金保険被保険者証の交付を受けたこと、及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことは覚えていないが、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

①の期間について、C 事業所に係る商業・法人登記簿謄本により、同事業所が昭和 41 年 3 月 25 日に解散し、同年 3 月 28 日に解散の登記がなされていることが確認できるほか、社会保険庁の記録により、同事業所が同年 3 月 26 日に厚生年金保険の全喪事業所となっていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間①において、C 事業所から厚生年金保険被保険者証を交付されたこと、及び給与から厚生年金保険料を控除されていたことを明確には記憶していないなど、申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

②の期間について、雇用保険の記録では、申立人が、昭和41年3月26日から42年2月28日までの期間において、G事業所で被保険者資格を取得しているものの、41年3月から5月ごろまでの期間については、申立人自身がC事業所で勤務したとしていること、及び申立人が、42年2月21日以降、J事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることから、G事業所における勤務期間の始期及び終期を特定することができない。

また、申立人と同時期にG事業所に入社した元同僚に係る雇用保険及び厚生年金保険の記録により、同事業所が、当時、入社後3か月程度経過してから厚生年金保険へ加入させていたと推認できる。

さらに、申立人は、申立期間②において、G事業所から厚生年金保険被保険者証を交付されたこと、同社へ厚生年金保険被保険者証を提出したこと、及び申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていたことを明確には記憶していないなど、申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第 2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月 1 日から 42 年 11 月 8 日まで

昭和 36 年 3 月から平成 12 年 12 月まで、A 事業所に勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険加入記録が欠落している。

A 事業所は親族で経営する事業所であり、一時的に働けない時期があったとしてもその間の給与は支給されているはずであり、2 年以上も厚生年金保険に加入していなかったとは考えられないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第 3 委員会の判断の理由

申立人の夫に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、昭和 36 年 3 月から 44 年 10 月までの間で、その夫の被扶養者となっている時期があることが確認できる。

また、申立人と同様に A 事業所 (現在は、B 事業所。以下同じ。) の創業当初から勤務し、雇用形態も同様であったとする申立人の義姉についても、申立期間については厚生年金保険の被保険者となっておらず、申立人とその義姉は、A 事業所が法人成りした昭和 42 年 11 月 8 日に被保険者資格を取得したことが確認できる。

さらに、申立人は長男を出産する約 1 か月前に被保険者資格を喪失している上、申立人の夫は、出産の時期については申立人に

勤務実態はなかったとしている。

加えて、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書や賃金台帳等の資料も無い。

なお、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は昭和36年3月1日に被保険者資格を取得し、40年9月1日に喪失したこと、及び42年11月8日に被保険者資格を再取得したことが確認できる上、申立期間においては、申立人は厚生年金保険の被保険者となっておらず、整理番号に欠番もみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 4 月 1 日から同年 8 月 2 日まで

昭和 37 年 3 月から 41 年 8 月まで A 社に勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険加入記録が欠落している。

申立期間についても勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」により、申立人は、昭和 40 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 8 月 2 日に再取得していることが確認できる。

また、「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」の備考欄には、「被保険者証回収済」の表示がされており、資格喪失届の提出に当たり、申立人から健康保険証を回収したことがうかがえる。

さらに、雇用保険の記録でも、申立人は昭和 40 年 3 月 31 日に A 社を離職し、同年 8 月 2 日に被保険者資格を再取得していることから、申立期間については勤務が継続していなかった状況がうかがえる。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書や賃金台帳等の資料も無

い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 20 日から 42 年 3 月 22 日まで

昭和 36 年 3 月から 42 年 3 月まで、A 社に勤務し、厚生年金保険に加入していた。

社会保険庁の記録上、申立期間については脱退手当金が支給されたことになっているが、A 社を退職した際に脱退手当金を受給した覚えは無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りが無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 42 年 5 月 24 日に支給決定されているなど、社会保険庁の一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A 社（現在は、B 社）において、昭和 40 年 1 月から 42 年 12 月までに被保険者資格を喪失した女性 42 人のうち、27 人については脱退手当金の支給記録があり、うち 22 人は資格喪失日の 4 か月以内に支給決定がされている上、申立人と同日に資格喪失した者の支給決定日が申立人と同日であることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人には、脱退手当金を受給した記憶が無いという

ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月 25 日から 48 年 11 月 1 日まで  
高校を卒業した直後の昭和 47 年 3 月 25 日から 48 年 10 月 31 日まで、A 市 B 町にある C 社で正社員として勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、期間は特定できないものの、申立人が、C 社で勤務していたこととはうかがわれる。

しかし、申立期間と前後する昭和 45 年度から 47 年度に、C 社に入社した元同僚に係る雇用保険及び厚生年金保険の記録により、同社が、当時、入社後数か月程度経過してから厚生年金保険に加入させていたと推認できる。

また、申立人は、申立期間において、C 社から厚生年金保険被保険者証を交付されたこと、及び給与から厚生年金保険料を控除されていたことを明確には記憶していないなど、申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年1月から31年10月まで

昭和30年にA県へ行き、知人の店でB社が経営していたジャズ喫茶でバーテンダーとして働いていた。同社はジャズ喫茶だけでなく、パチンコ店、大衆酒場を経営していたことを覚えている。

当時の同僚がB社で厚生年金保険の被保険者資格を取得しているにもかかわらず、自分だけが被保険者資格を取得していないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

元同僚の年金記録により、申立人が、B社の経営するジャズ喫茶に勤務していたことはうかがえるものの、申立期間において、同店で継続的に勤務していたことまで確認できる資料や周辺事情は無い。

また、申立人は、申立期間において、B社から厚生年金保険被保険者証を交付されたこと、及び給与から厚生年金保険料を控除されていたことを明確には記憶していないなど、申立内容を裏付ける周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が同僚とする者二人のうち一人についても、申立人と同様、申立期間において、B社で厚生年金保険の被保険者資格を取得していないことが確認できる。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、賃金台帳等の資料も無

い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年12月から25年12月まで  
② 昭和27年1月から28年3月まで

昭和24年1月から26年12月までA社で働いていたのに、24年12月から25年12月までの13か月間について厚生年金保険の記録がないことに納得できない。

また、昭和27年1月から28年11月までB社で働いていたのに、27年1月から28年3月までの15か月間について厚生年金保険の記録がないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社は申立人に係る資料を保存していないため、申立期間において申立人が同社に継続して勤務していたことを確認することができない。

また、複数の元同僚から意見を聴取しても、申立期間において申立人が勤務していたことを確認できない上、申立人も、申立期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていたことを明確には記憶しておらず、控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等も無い。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の氏名が記載されておらず、整理番号にも欠番がないことが確認できる。

申立期間②について、元同僚の証言により、時期は特定できないが、申立人がB社に勤務していたことは推認される。

しかし、B社（同社は昭和36年にC社と社名変更し、本店をD市からE県F市へ移転。以下同じ。）に照会しても連絡がとれず、すでに廃業していると推認されることから、当時の資料により申立人が同社で勤務していたことを確認することができない。

また、複数の元同僚の証言等により、当時、B社では、入社後数か月間は厚生年金保険の被保険者資格を取得させていなかったと推認され、このうち1人については、厚生年金保険加入記録により、半年以上資格を取得させていなかったことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていたことを明確には記憶しておらず、控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等も無い。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名が記載されておらず、整理番号に欠番もないことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。